

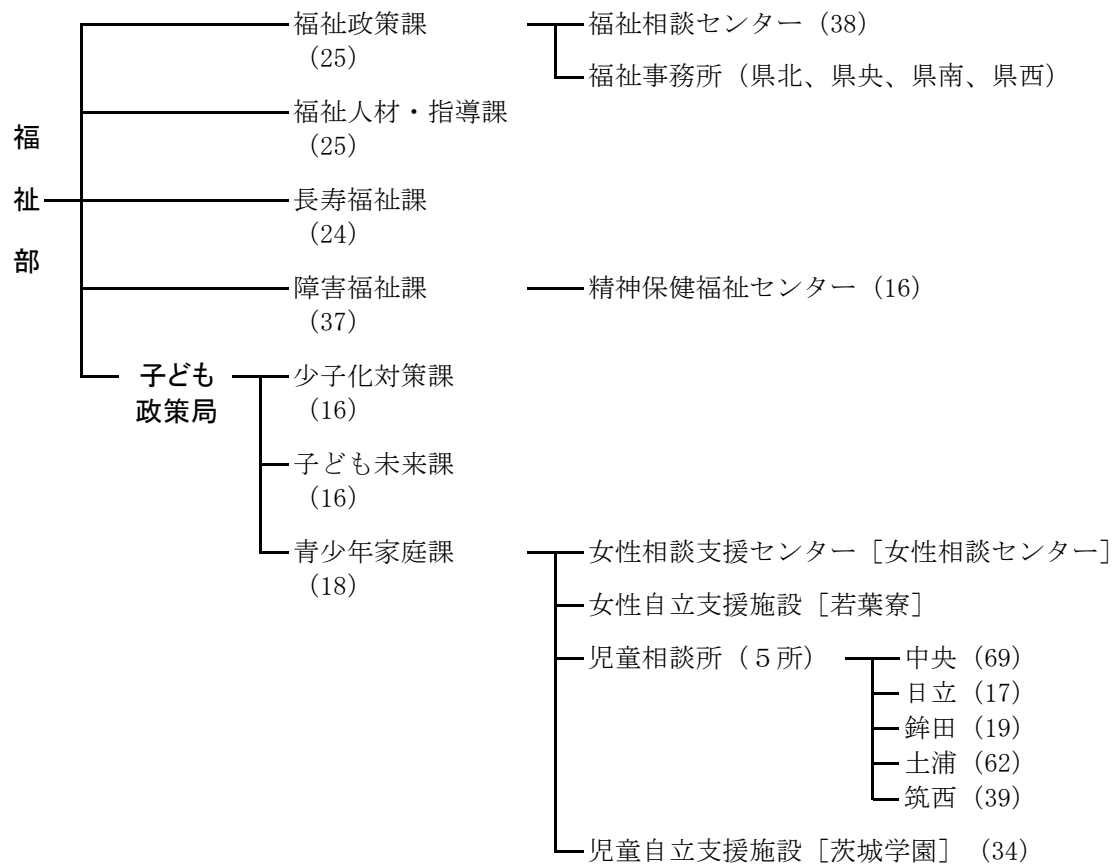
保健福祉医療委員会資料

○ 福祉部の組織・職員数	2
○ 福祉部の分掌事務	3
○ 令和7年度茨城県当初予算（歳入・歳出）	5
○ 福祉部施策推進の基本方針	6
○ 令和7年度課別主要施策	
福祉政策課	1 1
福祉人材・指導課	1 8
長寿福祉課	2 2
障害福祉課	2 7
少子化対策課	3 2
子ども未来課	3 6
青少年家庭課	4 0

令和7年4月23日
福 祉 部

福祉部の組織・職員数

(R7. 4. 1)



本庁 (161)
 出先 (294)
 計 (455)
 * 任期付職員含む

福祉部の分掌事務

福祉政策課

- 1 福祉行政の総合調整に関すること。
- 2 社会福祉に関する統計に関すること。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の施行に関すること（福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、少子化対策課、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 4 地域福祉の推進に関すること。
- 5 民生委員に関すること。
- 6 災害ボランティア活動の支援に関すること。
- 7 ケアラーの支援に係る総合調整に関すること。
- 8 福祉相談センターに関すること。
（人権施策推進室）
 - 1 人権の啓発に関すること。
 - 2 人権啓発推進センター事業に関すること。
 - 3 同和問題の連絡調整に関すること。

福祉人材・指導課

- 1 福祉人材の確保に関すること。
- 2 社会福祉事業従事者の研修に関すること。
- 3 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 4 生活保護に関すること。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 6 生活困窮者に関すること。
- 7 社会福祉法の施行に関すること（生活保護及び生活困窮者に係るものに限る。）。
（福祉監査室）
社会福祉法人等の検査に関すること。

長寿福祉課

- 1 高齢化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 老人福祉に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉に係るものに限る。）。
- 4 介護保険に関すること（介護保険事業所指導に係るものに限る。）。
- 5 戦没者遺族及び戦傷病者の援護に関すること。
- 6 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。
- 7 叙位叙勲に関すること（旧軍人軍属等に係るものに限る。）。
- 8 未帰還者及び海外引揚者等の援護に関すること。
- 9 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 10 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年茨城県条例第 10 号）の施行に関すること（建築指導課の所管に係るものを除く。）。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の施行に関すること（住宅課の所管に係るものを除く。）。

障害福祉課

- 1 身体障害児者福祉に関すること。
- 2 知的障害児者福祉に関すること。
- 3 発達障害児者福祉に関すること。

- 4 精神保健及び精神障害児者の福祉に関すること。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に関すること。
- 6 特別児童扶養手当等に関すること。
- 7 心身障害者扶養共済に関すること。
- 8 社会福祉法の施行に関すること（障害者福祉に係るものに限る。）。
- 9 精神保健福祉センター、障害児入所施設及び障害者支援施設に関すること。
- 10 自殺対策に関すること。
- 11 障害者の権利擁護に関すること。

（子ども政策局）

少子化対策課

- 1 少子化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）に基づく県こども計画に関すること。
- 3 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の施行に関すること。
- 4 児童厚生施設に関すること。
- 5 児童手当に関すること（総務事務センターの所管に係るものを除く。）。
- 6 社会福祉法の施行に関すること（地域子ども・子育て支援事業に係るものに関し、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 7 母性及び乳幼児の保健に関すること。
- 8 児童福祉法等に基づく医療給付に関すること（健康推進課の所管に係るものを除く。）。
- 9 母体保護に関すること。

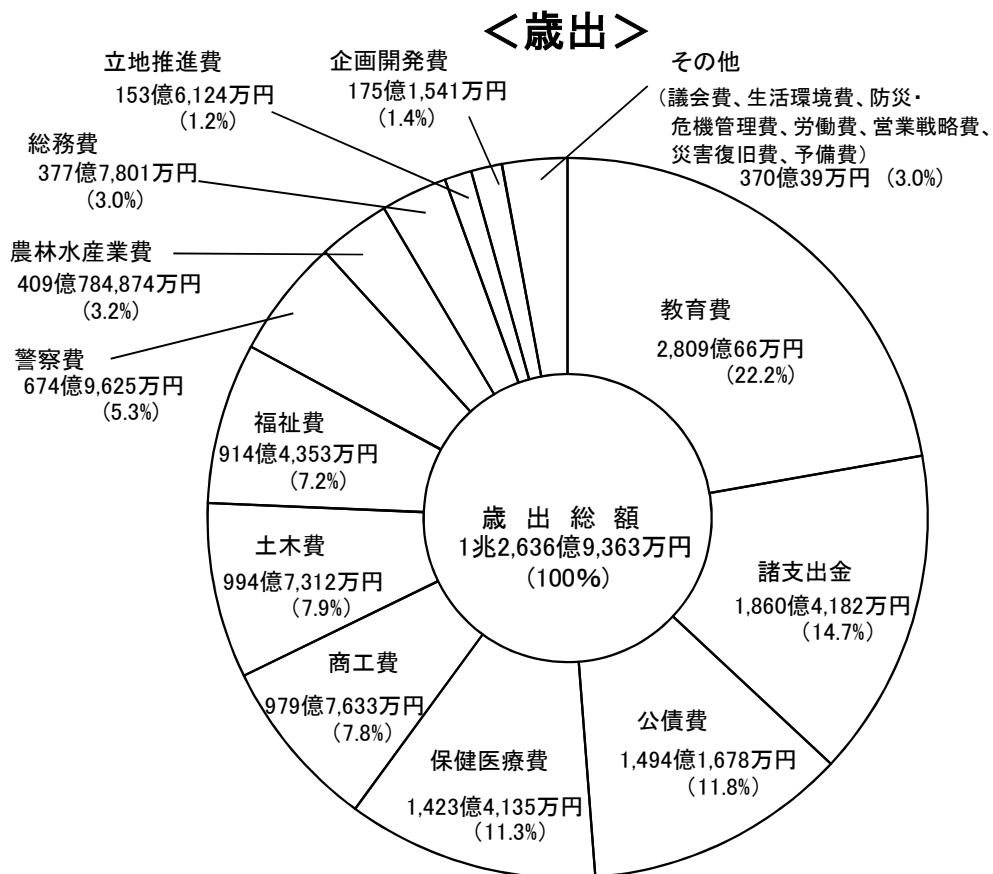
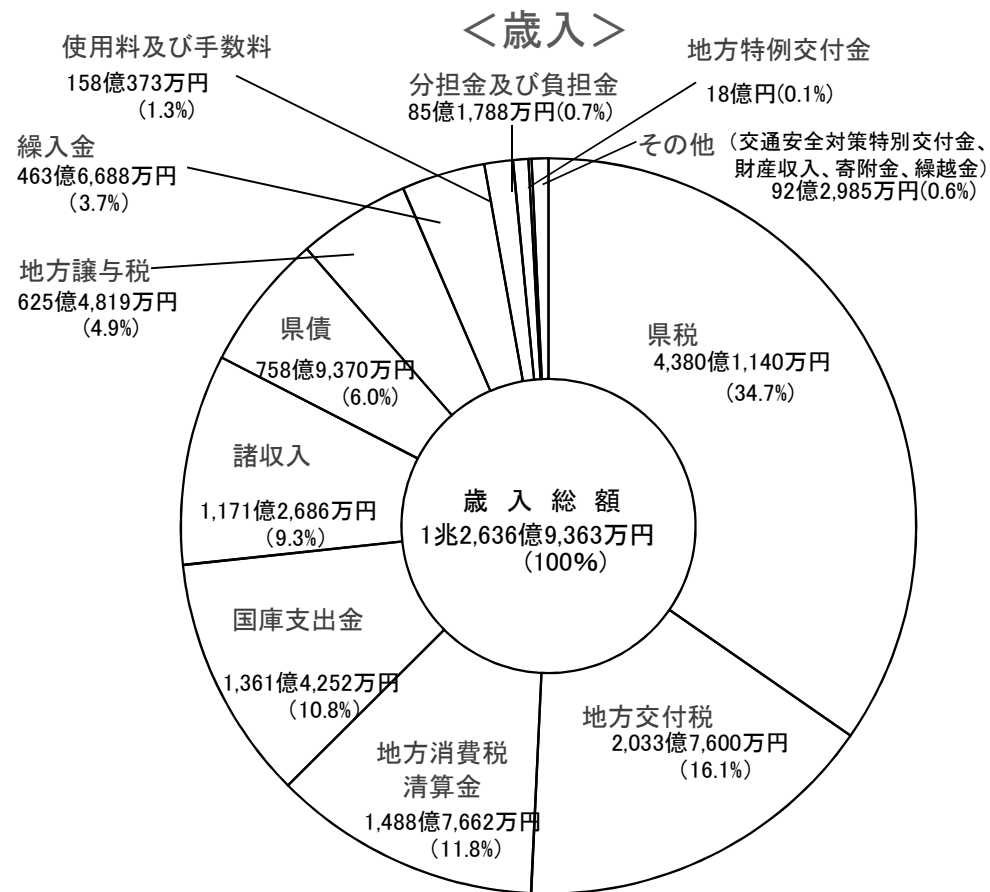
子ども未来課

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の施行に関すること。
- 2 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（一時預かり事業その他の保育に関する事業に係るものに関し、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 4 私立幼稚園及び認定こども園（これらを設置する学校法人を含む。）並びに保育所に関すること。

青少年家庭課

- 1 青少年施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 青少年の健全育成及び若者の活動支援に関すること。
- 3 児童福祉に関すること（身体障害児、知的障害児、発達障害児及び精神障害児福祉に係るものを除く。）。
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- 5 児童扶養手当に関すること。
- 6 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉に係るものに関し、少子化対策課及び子ども未来課の所管に係るものを除く。）。
- 7 困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
- 8 配偶者等からの暴力を受けた者の保護及び支援に関すること。
- 9 女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所及び児童自立支援施設に関すること。
- 10 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行に関すること。
- 11 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の施行に関すること。

令和7年度茨城県当初予算



※福祉部予算(925億3,844万7千円)
 =福祉費(914億4,352万9千円)
 +教育費のうち私学振興費ほか(11億121万円)
 -福祉費のうち多様性社会推進課への組替予算(6,292千円)

令和 7 年度福祉部施策推進の基本方針

人口減少時代を迎える中でも、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、茨城県総合計画では4つのチャレンジを推進することとしており、福祉部では、主に以下に掲げるチャレンジに取り組んでいます。

Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ

1 県民の命を守る地域保健・医療・福祉

【福祉人材確保対策】

- ・福祉人材の「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の3つの視点から介護への理解促進や就業・定着などを支援するため、「地域医療介護総合確保基金」などの活用や、介護職員の処遇改善の推進により、福祉人材の確保を図る。特に外国人などの多様な人材を受け入れるための取組を進めていく。
- ・介護職員の定着・離職防止を図るため、見守り機器やICT機器の導入促進により業務負担の軽減を図る。
- ・介護事業所での見守り機器やICT機器の導入計画策定や、活用する人材の育成を支援する。

【ケアラー・ヤングケアラーへの支援】

- ・ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

【精神保健対策・自殺対策】

- ・精神障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、措置入院医療の24時間365日体制に加え、精神科一般救急医療相談等による休日及び夜間の精神科一般救急医療体制の整備・拡充を図る。また、家族等からの医療相談の充実や症状悪化に対応する救急医療体制の整備・拡充に努める。
- ・SNS相談や電話相談の窓口を設置するなど、さまざまな悩みや不安を抱えた方が相談しやすい体制を整備し、自殺の未然防止を図る。

【在宅ケアハラスメント対策】

- ・介護・看護職員が安心して働き続けることができる環境づくりを進めるため、在宅介護・看護の現場における利用者からのハラスメント対策として、相談窓口の設置やガイドラインの策定、「ハラスメント撲滅キャンペーン」などを展開し、在宅介護・看護サービスを安定して提供できる体制の構築に取り組む。

2 健康長寿日本一

【福祉サービスの充実】

- ・高齢者が、適切な介護サービスを利用できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実、老人福祉施設等の介護サービス基盤の整備を推進するとともに、介護に関わる専門的な人材の養成・確保のための研修や介護職員の処遇改善等を通じたサービスの質の向上に努める。

【健康づくり】

- ・明るく活力ある健康長寿社会を築くため、高齢者の介護予防と健康づくり、生きがいづくりを推進する。
- ・優れた特技などを地域貢献活動として活かす「元気シニアバンク」活動の支援を行うとともに、全国健康福祉祭への本県選手団の派遣を通じて、高齢者の生きがい・健康づくりを推進する。

3 障害のある人も暮らしやすい社会

【支援体制の充実・社会参加の促進】

○ 障害者福祉の推進

- ・「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、権利擁護、保健・医療・雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行い、本県における障害者施策の更なる充実を図る。
- ・地域における居住の場の充実を図るため、グループホーム等の整備を計画的に推進する。また、利用者が安心して安全に暮らせるよう、老朽化している障害者支援施設等の改築やグループホームの防火設備について、社会福祉施設整備国庫補助を活用して整備を促進する。
- ・障害者支援施設等における人材の確保や、サービス管理責任者や相談支援従事者等サービスに従事する従業者への研修を充実させるとともに、市町村や事業者に対する実地指導を実施し質の高い障害福祉サービスの安定的な供給に努める。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置促進に努めるとともに、保健、医療、障害福祉等の連携促進に努める。

○ 障害者の自立と参加を促進する社会づくり

- ・障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援の強化や福祉的就労の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の充実等に努める。
- ・発達障害者支援センターを中心として、障害の専門的相談による早期発見や地域の支援体制の整備を進める。また、茨城県高次脳機能障害支援センターにおいて、専門相談や技術支援を実施するとともに、地域のネットワークづくりを進める。
- ・退院可能な入院患者の退院促進を図り、精神障害者が、地域で安心して生活できるよう、医療機関や市町村の在宅支援担当者、介護・福祉サービス支援事業者で構成する地域支援連絡会議等を通して、関係機関の連絡強化や個別支援体制の整備に努める。

○ 障害者の権利擁護・差別解消の推進

- ・ 障害者虐待防止法に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県に障害者権利擁護センターを設置して、県民に普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援等に努める。
- ・ すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、県に障害者差別相談室を設置し、障害を理由とする差別の解消を推進する。

【就労機会の拡大】

- ・ 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援強化や福祉的就労の充実を図る。
- ・ 障害者の福祉施設における工賃向上のため、共同受発注センターの活動強化や、アドバイザーの派遣、農福連携の取組の促進、官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等に取り組んでいく。

4 安心して暮らせる社会

【地域福祉の推進】

- ・ 「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」に基づき、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を推進する。

【生活の保障と援護の充実】

- ・ 県民が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活に困窮している方々が、生活保護に至る前の段階で早期に自立できるよう、生活困窮者自立支援制度の充実を図る。
- ・ 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人に対して適切な支援を行う。

【犯罪に強い地域づくり】

- ・ ドメスティック・バイオレンスに対応するため、配偶者等からの暴力被害者への相談や心理的ケアを実施するとともに、警察などの関係機関と連携し、被害者の迅速かつ的確な保護に努める。また、「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、困難を抱える女性が相談しやすい体制づくり、回復と自立に向けた支援体制の整備を行う。

5 災害・危機に強い県づくり

【危機管理体制の充実強化】

- ・災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を推進する。
- ・避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である「個別避難計画」の早期の作成や福祉避難所の指定拡大を市町村に対して働きかけるなど、災害時に要支援者をスムーズに避難誘導できる体制整備を推進する。
- ・大規模災害の発生に備えて、高齢者、障害者、乳幼児等の支援が必要な被災者に対し、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークを構築するとともに、発災時に速やかに、福祉専門職で構成するチーム（いばらきDWA T）を派遣する体制整備を推進する。
- ・災害時に、被災者である妊産婦等に対し支援を行う助産師の派遣について、協定書に基づき茨城県助産師会に要請する体制整備を推進する。
- ・災害時において被災者を支援するボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動に係る環境を整備し、災害ボランティア活動の支援・促進を図る。

Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ

1 次世代を担う人財

【人財育成】

○ 青少年・若者の健やかな成長と自立を支えるための環境整備

- ・「茨城県こども計画」に基づき、青少年が心身ともに健やかに自立した個人として成長し、若者が地域社会の一員としていきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組を展開する。

2 日本一、子どもを産み育てやすい県

【結婚・出産・子育て支援】

○ 少子化対策の推進

- ・子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開するために策定した「茨城県こども計画」に基づき、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」」の実現を目指し、県のこども施策を一体的に推進していく。
- ・結婚・子育てへの意識啓発をはじめ、男女の出会いの場づくりの支援、さらに妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援に体系的に取り組む。

○ 母子保健の充実

- ・妊娠期から子育て期までの、切れ目のない相談支援体制を構築し、安心・安全な妊娠・出産・子育てと児童虐待の未然防止を図る。
- ・乳幼児期の健康を守るため、新生児に対し先天性代謝異常等検査を実施するとともに、視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図る。
- ・医療を必要とする結核罹患児や未熟児の医療費等に対し、公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。
- ・不妊治療に取り組む方に対する経済的な負担の軽減を図るほか、不妊で悩む夫婦に専門的・医学的相談を実施する。

○ 子育て支援と保育サービスの充実

- ・子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、母子保健医療体制の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、子ども自身が健やかに成長できる環境づくりを進める。
- ・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービス等の充実を図るとともに、延長保育や病児保育など地域における様々な子育て支援の拡充に取り組むほか、保育施設等に通っていない未就園児への支援の強化を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。
- ・待機児童ゼロ水準維持に向けて、地域の実情に応じた保育所等の整備や地域型保育事業の促進により保育の受け皿整備を進めるとともに、修学資金貸付や潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善・業務の負担軽減による就業継続支援など、総合的な保育人材の確保対策を推進する。

【児童虐待対策】

- ・年々増加する児童虐待事案の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村による未然防止対策への支援や、里親等の社会的養護の受け皿確保などに取り組む。

【子どもの貧困対策】

- ・生活援助や保育サービスによる子育て・生活支援、児童扶養手当の支給などによる経済支援、資格を取得するための修学期間中に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業による就職支援等により、ひとり親家庭・寡婦の自立促進を図る。

3 自分らしく輝ける社会

【人権】

- ・県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、総合的な人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、「人権啓発推進センター」を中心に、人権啓発、人権教育及び人権擁護活動の推進を図る。
- ・部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念に則り、国及び市町村等との連携を図りながら、課題の解消に努める。

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

1 活力を生むインフラと住み続けたいまち

【まちづくり】

- ・ユニバーサルデザインを推進するため、県ホームページでの広報やガイドラインの活用を通じて、理念の普及・啓発に取り組む。
- ・高齢者の自立を促進し、介護者の負担軽減を図るため、利用者ニーズに適合した福祉機器や住宅改修の活用を支援する。
- ・身障者等用駐車場の適正利用及び県民への意識啓発を図るため、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を推進する。

福祉政策課

◎執行方針

[1] 福祉行政の総合調整等

1 福祉行政の総合調整

部の幹事課として、部の福祉行政に関する進行管理、部の予算の適正執行を通じて、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう総合調整を行う。

2 厚生統計調査

厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施することにより、福祉行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。

[2] 社会福祉行政の推進

1 社会福祉の推進

急速な少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは十分な支援が受けられないような課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中で、利用者本位の福祉や地域における福祉を推進するため、社会福祉に関する事項を総合的に調査審議する茨城県社会福祉審議会を運営し、社会福祉事業の適正な実施の確保と健全な発展を図る。

また、本県社会福祉関係者の活動・交流の拠点として、多くの福祉関係団体が入居する茨城県総合福祉会館を運営するとともに、県内の社会福祉の向上に寄与している社会福祉団体等の活動を支援する。

2 地域福祉の推進

地域福祉の総合的な推進役である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、茨城県地域福祉支援計画（第4期）に掲げた目標達成状況の把握等、進行管理に努めていく。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、利用者からの苦情に対応するため「福祉サービス苦情解決事業」の着実な推進を図る。

地域住民の福祉活動への参画など、地域で互いに助け合い支え合う福祉コミュニティを形成するため、ボランティア活動の振興を図るとともに、地域福祉推進の担い手として地域住民の立場に立って相談、援助を行う民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会の活動を支援する。

また、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」（令和3年12月施行）に基づき、ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

さらに、「孤独・孤立対策推進法」（令和6年4月施行）に基づき、社会全体で孤独・孤立問題への理解を深め、孤独・孤立の状態にある当事者が必要な支援につながりやすい環境整備を図る。

加えて、低所得者世帯等に対し、生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付を行うことにより、安定した生活が送れるよう支援する。

[3] 災害時の福祉支援施策の推進

要配慮者が安心して避難所において生活できるよう福祉専門職による福祉ニーズの把握や支援を行う体制整備を推進するため、「茨城県地域防災計画」に基づき、福祉関係団体等による災害福祉支援ネットワークの活動の充実に努める。

また、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者対策として市町村が取り組む避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の早期作成、福祉避難所の指定拡大等について、取組の一層の促進を支援していく。

さらに、「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」（令和2年12月施行）に基づき、地域の企業や団体等の協力により災害ボランティアの参加拡大を

図るとともに、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

[4] 人権施策の推進

総合的に人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、人権啓発推進センターを中心に人権啓発・人権教育及び人権擁護活動等の充実を図る。

部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念を踏まえ、必要な教育及び啓発等により課題の解消に努める。

福祉政策課主要施策体系

[1] 福祉行政の総合調整等

- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| └─ 1 福祉行政の総合調整 | └──────────┘ | (1) 福祉行政の総合調整 |
| └─ 2 厚生統計調査 | └──────────┘ | (1) 社会福祉統計調査 |

[2] 社会福祉行政の推進

- | | | |
|--------------|--------------|--|
| └─ 1 社会福祉の推進 | └──────────┘ | (1) 社会福祉審議会の運営
(2) 総合福祉会館の運営 |
| └─ 2 地域福祉の推進 | └──────────┘ | (1) 市町村地域福祉推進の支援
(2) 社会福祉協議会に対する支援
(3) 福祉サービスの質の向上
(4) ボランティア活動の振興
(5) 民生委員・児童委員に対する支援・指導
(6) 生活福祉資金貸付事業に対する支援
(7) 民間社会福祉施設整備借入金に対する
利子補給
(8) 重層的支援体制の整備
(9) ケアラー・ヤングケアラー支援
(10) 孤独・孤立対策 |

[3] 災害時の福祉支援施策の推進

- | | | |
|-------------------------|--------------|------------------------|
| └─ 1 茨城県災害福祉支援ネットワークの運営 | └──────────┘ | (1) 茨城県災害福祉支援ネットワークの運営 |
| └─ 2 避難行動要支援者対策の推進 | └──────────┘ | (1) 避難行動要支援者対策の推進 |
| └─ 3 災害ボランティア活動の支援 | └──────────┘ | (1) 災害ボランティア活動の支援 |

[4] 人権施策の推進

- | | | |
|--------------|--------------|--|
| └─ 1 人権施策の推進 | └──────────┘ | (1) 人権啓発等の推進
(2) 人権啓発推進センターの運営
(3) 同和問題の連絡調整 |
|--------------|--------------|--|

ケアラー・ヤングケアラー支援について

1 現 状

(1) 条例の制定

ケアラー・ヤングケアラーを社会全体で支えるため、令和3年12月に「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」が制定された。(令和3年12月14日施行)

(2) 推進計画の策定

ア ケアラー・ヤングケアラー実態調査の実施

ケアラー・ヤングケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年4月～7月に、県内の児童生徒や学校、ケアラー当事者、支援機関等を対象にアンケート調査を実施した。(結果公表：令和4年11月)

(参考)「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合

	小学6年生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
国調査※	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

※国調査は令和2年度に実施

イ 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定した。

○計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、 ②相談支援体制の整備、
③多様な支援施策の推進、 ④人材の育成

2 課 題

(1) 学校等における認知度向上・理解促進

- 周りの大人や支援機関等が、ヤングケアラーに気づき支援につなぐことができるよう、社会全体の認知度向上・理解促進を図る必要がある。
- 特に学校等において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会を作り、相談支援につなげる必要がある。

(2) 地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

- 市町村、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体など、多様な関係機関における相談支援機能の充実を図り、ケアラー本人やケアラーを把握した関係者が相談しやすい環境を整備する必要がある。
- 複合的な課題を抱えるケアラーに必要な支援につなぐため、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携・協力体制の構築を図る必要がある。

3 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

- 教育庁と連携し、学校のホームルーム等において、電子リーフレットや啓発動画により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。
- 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。(令和5年度：16回、令和6年度：15回)
- 県広報紙「ひばり」、県ホームページ、SNS等による情報発信。

(2) 相談支援体制の整備

- 市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。(令和4年8月～)
- 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。
(令和4年度：3会場 102名参加、令和5年度：3会場 124名参加、令和6年度：3会場 143名)
- 認定NPO法人カタリバと令和4年10月に連携協定を締結し、令和5年度からヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供し、これまでに8世帯10人を支援。(令和6年度末現在で4世帯4人を支援)

(3) ケアラー支援推進計画の改定

- 今年度計画期間が終了となるため、計画の改定に向けて有識者委員会を開催するなど、検討を進める。

災害ボランティア活動の推進について

1 現 状

- 近年、全国的に大規模災害が多発している中、被災地において、災害ボランティアの活動が被災者支援の大きな力となっている。
- 本県では、令和2年12月に「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」が制定されたことを踏まえ、災害ボランティアの参加拡大を図り、災害時に円滑に活動できるよう、活動環境の整備を推進している。

2 課 題

- 大規模災害において、速やかに被災者ニーズに対応するためには、企業等からの更なる協力を求め、災害ボランティアの参加拡大を図る必要がある。
- 災害ボランティア活動を迅速かつ効果的に被災者支援につなぐためには、災害ボランティアの受入れや被災者ニーズの把握を担う災害ボランティアセンター※の円滑な設置・運営など、災害ボランティアの活動環境を整備する必要がある。
※災害ボランティアセンター：大規模災害時に、市町村社会福祉協議会が設置し、県、県社会福祉協議会、被災地以外の市町村社協からの人的・物的支援により運営。

3 主な取組

(1) 災害ボランティアの参加拡大

ア 「茨城県災害ボランティア登録制度」の運用

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報や災害ボランティア募集情報など、活動に必要な情報を提供。(登録者数：個人1,438件、団体165件(令和7年4月7日現在))

イ 企業等への働きかけ

市町村、社協との連携により、県内企業や地域団体に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施。

ウ 広報啓発

特設ホームページ「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」、出前講座、イベント出展、県広報紙「ひばり」、SNS 等による情報発信。(令和5年度：出前講座9回、イベント出展3回、令和6年度：出前講座3回、イベント出展3回、メディア出演2回)

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

ア 災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成

- ・センター設置・運営訓練の実施(令和5年度：県・市町村社協共催等9回、令和6年度：県・市町村社協共催等12回)

- ・災害初動期対応チームの育成

センターの運営経験者で所定の研修を修了した県内社協職員で構成。

被災地の市町村社協に派遣しセンターの設置・運営を支援。

(チーム員：県内社協職員 218 名 (令和 7 年 3 月 31 日現在))

イ いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（I V O S）の運用

- ・災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステムを活用し、災害ボランティアセンターを効率的に運営。(令和 3 年 10 月～)
- ・社協職員を対象とした操作研修を実施。(令和 5 年度：9 回、令和 6 年度：13 回)

ウ 茨城県災害ボランティア活動支援基金の活用

- ・特設ホームページでの P R やふるさと納税の活用等により、県内外から寄附金を募集。(令和 3 年 4 月～。令和 6 年度寄附金見込：42,322 千円)
- ・災害ボランティアの作業用資機材の購入、災害ボランティアの輸送、災害ボランティアセンター運営支援システムの運用経費として活用。(令和 6 年度見込：2,830 千円)

※基金決算年度末現在高見込 (R7.3.31)：91,526 千円

福祉人材・指導課

◎執行方針

[1] 福祉人材の確保・育成

福祉サービスを支える人材を安定的に確保し、県内定着を図るため、若者や子育て層、シニア層など幅広い世代を対象に、介護未経験者や有資格者、掃除や洗濯等介護の周辺業務を担う介護助手の活用など、多様な人材の参入を促進し、介護人材の裾野の拡大を図る。

また、キャリアアップ研修への支援等資質向上や、施設経営者等を対象にした勤務環境改善セミナーの実施など、働きやすい環境づくりに取り組む。

さらに、外国人介護人材の確保・育成に取り組むとともに、安心して学習・生活ができるよう受入環境の整備を図る。

[2] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

福祉事務所等への施行事務監査等を通して、適正な保護の実施の確保及び被保護者への指導援助の充実を図るとともに、福祉事務所生活保護担当職員を対象とした研修会等を実施し、職員の資質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談支援体制の構築、住まいを失うおそれのある離職者等に対する家賃相当額の給付、基礎的な就労訓練の実施、家計管理や債務解消などへの支援、子どもの学習や生活への支援事業等を実施し、生活困窮者の早期自立を図る。

[3] 社会福祉法人等の検査

社会福祉法人及び施設等の業務及び財産の状況について実地検査等を行うことにより、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図る。

福祉人材・指導課主要施策体系

[1] 福祉人材の確保・育成

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| └─ 1 多様な人材の確保・育成 | ── (1) 多様な人材の参入促進・資質向上・労働環境改善 |
| └─ 2 外国人材の確保・育成・定着 | ── (1) 外国人材の確保・受入環境の整備 |

[2] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

- | | |
|---------------------|--|
| └─ 1 生活保護制度の適正実施 | └─ (1) 生活保護法施行事務の適正実施の推進 |
| | └─ (2) 各種扶助費の適正支給 |
| | └─ (3) 行旅病人・行旅死亡人取扱費の支給 |
| └─ 2 生活困窮者自立支援制度の推進 | ── (1) 生活困窮者の総合相談支援、離職により住居を失うおそれのある者等に対する支援、就労支援、家計改善支援、居住支援、子どもの学習・生活支援等 |

[3] 社会福祉法人等の検査

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| └─ 1 社会福祉法人等の適正な運営の確保 | ── (1) 社会福祉法人・施設等の実地検査等 |
|-----------------------|-------------------------|

外国人介護人材の確保対策について

1 現 状

- 人口減少や超高齢社会が進展する中、介護人材を安定的に確保し、県内定着を図るためには、外国人介護人材の確保が不可欠な状況である。
- このため、外国人材の受入促進や定着に向けた取組の強化が求められている。

2 課 題

- 外国人介護人材の受入れから育成、定着を支援することにより、将来にわたって本県の介護現場で活躍できる人材の確保を図る必要がある。
- 特にインドは、若者の海外進出が盛んで語学力にも優れ、量と質の両面でポテンシャルが高いことから、インド人材を中心に据えて外国人介護人材の確保に取り組む必要がある。

3 主な取組

(1) 外国人介護人材確保事業

- ア 特定技能インド人材等受入促進事業【新規】
インド人材獲得に向けた機運醸成・理解促進の取組を実施する。
(介護事業者向け海外現地視察ツアー、セミナー開催、PR動画制作)
- イ 外国人介護人材獲得強化事業【新規】
介護事業者がインド等外国人材を獲得するための採用活動を支援する。
- ウ 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業
介護福祉士養成校の留学生の就職先マッチングを支援する。
- エ 外国人留学生奨学金等給付支援事業
介護事業者が留学生に給付する奨学金の一部を支援する。

(2) 外国人介護人材受入環境整備事業

- ア 介護職種技能実習生国家試験対策支援事業・外国人介護人材受入環境整備事業
外国人介護人材が介護福祉士として長期間活躍できるよう日本語や国家試験対策等を支援する。
- イ 外国人介護人材受入れ・定着サポート事業【新規】
外国人介護人材の受入支援のため、外国人材支援センターに介護専門アドバイザーを配置する。

生活困窮者自立支援制度について

1 現 状

- 生活に困窮する方への対策として、最後のセーフティネットである生活保護制度のほか、生活保護に至る前の段階で自立を支援する生活困窮者自立支援制度が設けられている（平成 27 年 4 月～）。
- 生活に困窮する方は、経済的困窮をはじめ様々な課題を複合的に抱えていることが多いことから、内容を限定することなく幅広い相談に対応する必要がある。

〈制度概要〉

【実施主体】

県及び市（全 32 市）※郡部（町村）は県で対応

【包括的な相談支援】

◎自立相談支援事業 [必須事業]

- ・相談支援員、就労支援員を配置し、関係機関と連携しながら、生活困窮者からの相談に対応
- ・住まい相談支援員を配置し、居住支援を強化（令和 7 年 4 月～）
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成

【支援メニュー】

①住居確保給付金 [必須事業]

住居を失うおそれのある者等に対し、家賃相当額（最大 9 か月）及び転居費用を給付

②就労準備支援事業 [任意事業：県及び全 32 市が実施]

就労に向けた準備が不十分な者に対する日常生活・社会生活等の訓練

③家計改善支援事業 [任意事業：県及び全 32 市が実施]

家計に課題を抱える者に対する専門的な助言、債務整理等への支援

④居住支援事業（旧：一時生活支援事業）[任意事業：県及び全 32 市が実施]

解雇で社員寮を退居せざるを得なくなった者等に対し、一定期間、衣食住を提供

⑤子どもの学習・生活支援事業 [任意事業：県及び 31 市が実施（類似事業含む）]

生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもを対象とした学習支援及び生活支援

2 課 題

- 複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に適切に対応するため、多様な支援ニーズに対応できる職員を育成する必要がある。
- 任意事業（子どもの学習・生活支援事業）について、県内全域で支援が受けられるよう未実施市の解消を図る必要がある。

3 主な取組

- 多様な支援ニーズに対応できるよう、関係機関との連携強化や情報の共有を図るとともに、担当者の支援スキルの向上に資するため、グループワークやケーススタディ研修を実施するなど、市町村の事業実施体制強化に向けた支援を行う。
- 任意事業の未実施市解消に向けて、事業実施を働きかける。

長寿福祉課

◎執行方針

[1] 長寿社会対策の推進

本格的な高齢社会において高齢者がいきいきと活躍する健康長寿社会づくり等を進めるため、「第9期いばらき高齢者プラン21」（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画、計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、急速に進む高齢化に対応した総合的な施策の推進を図る。

[2] 高齢者の健康づくり・生きがいの推進

1 健康づくり・介護予防対策の推進

「シルバーリハビリ体操」の普及を通じて地域の介護予防を推進するボランティアである「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するとともに、指導士による体操教室が、県内市町村の各地域において積極的に開催されるよう支援する。

また、いばらきシニアカード（高齢者優待カード）を配付することにより、高齢者の外出を促進し、健康増進やひきこもり防止につなげる。

2 生きがい対策の推進

高齢者の社会参加を促進するため、茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）や老人クラブ等を支援する。

また、高齢者の知識・経験・技術等を地域貢献活動に活用できるよう支援するため、「元気シニアバンク」の充実を図る。

[3] 利用者本位の介護サービスの充実

1 老人福祉施設等基盤整備の推進

「第9期いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに対応した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの老人福祉施設等の計画的な整備を図るとともに、良質な生活環境が確保された質の高いサービスを提供できるよう介護サービス基盤の整備を図る。

また、特別養護老人ホーム等の適正な設置運営に関する指導を実施するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の指導及び育成を図る。

2 介護保険の円滑な推進

(1) 人材養成・研修体制の整備と支援等

訪問介護員などに対する各種研修を充実・強化し、資質の向上を図る。

また、福祉・介護に必要な人材を確保するため、介護職員の処遇改善に取り組む。

(2) 介護サービス事業者の指導等

介護保険施設や介護サービス事業者の指定等を行うとともに、福祉人材・指導課、保健所等と連携して介護サービス事業者に対する指導・監査を実施する。

(3) 相談・苦情処理体制の確保等

介護サービスの内容や事業者等に関する利用者からの苦情・相談に応じる茨城県国民健康保険団体連合会に対し助成を行う。

(4) 介護職員の処遇改善

介護サービス事業所に対する見守り機器等の導入支援により、介護職員の業務負担を軽減するとともに、介護人材確保・職場環境改善等事業や、介護職員等処遇改善加算の取得支援を行うことにより、介護職員の処遇改善を図る。

(5) 介護サービス施設の事業継続支援

エネルギー価格や食材料費の高騰により、光熱水費等の負担が増大している介護サービス事業者等に対して、負担を軽減するための支援金を支給する。

(6) 介護支援専門員の資質向上

介護支援専門員を対象として、専門研修、主任介護支援専門員研修等のキャリアの段階ごとに適切な研修を実施し、資質の向上を図る。

[4] 安全・安心なまちづくりの推進

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もが快適に生活できるよう、身障者等用駐車場の適正利用など人にやさしいまちづくりを推進するとともに、一定規模以上の公共的施設の新築等をす

る際に、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点から設計、建築のポイントなどの指導・助言を行う。

また、高齢者が安全かつ安心して暮らせるよう、福祉用具や住宅改修の普及・適正化を図る。

[5] 援護の充実

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等に対する援護事業の一層の推進を図る。

また、茨城県戦没者追悼式などの戦没者の慰霊事業等を実施するとともに、中国残留邦人の定着自立を促進するため、自立指導員等の派遣や支援・相談員の配置及び支援給付の支給などを行う。

長寿福祉課主要施策体系

[1] 長寿社会対策の推進

(1) 長寿社会総合対策推進費

[2] 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

- 1 健康づくり・介護予防
対策の推進
- 2 生きがい対策の推進

- (1) シルバーリハビリ体操指導士の養成等
- (2) 高齢者健康アップ優待制度推進事業費
- (1) 茨城わくわくセンター事業の充実
- (2) 老人クラブ活動等への支援

[3] 利用者本位の介護サービスの充実

- 1 老人福祉施設等基盤整備
の推進
- 2 介護保険の円滑な推進

- (1) 老人福祉施設等の整備促進
- (2) 老人福祉施設運営の充実
- (1) 人材養成・研修体制の整備と支援等
- (2) 介護サービス事業者の指導等
- (3) 相談・苦情処理体制の確保等
- (4) 介護職員の処遇改善
- (5) 介護サービス施設の事業継続支援
- (6) 介護支援専門員の資質向上

[4] 安全・安心なまちづくりの推進

- 1 ユニバーサルデザインの
推進と住みよい住環境の
整備

- (1) 人にやさしいまちづくり推進事業
- (2) 福祉機器等の普及・促進

[5] 援護の充実

- 1 旧軍人・戦傷病者・戦
没者遺族等への支援

- (1) 旧軍人・軍属の援護
- (2) 戦傷病者等の援護
- (3) 戦没者遺族等の援護
- (4) 中国残留邦人等の援護
- (5) 戦没者の慰霊等

高齢者の生きがいづくり・居場所づくりについて

1 現状

令和7年1月1日現在、本県における総人口は約281万人であり、そのうち65歳以上の人口は約85万人、高齢化率は31.0%となっている。高齢化は今後も続き、令和32年には高齢化率が40.0%になると予測されている。

【参考】本県の高齢化の将来推計

(単位：千人)

区分	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)	令和32 (2050)
総人口	2,806	2,783	2,688	2,584	2,473	2,359	2,245
65歳以上人口	853	874	879	889	919	917	899
総人口に占める割合	31.0%	31.4%	32.7%	34.4%	37.2%	38.9%	40.0%
75歳以上人口	474	499	542	542	532	534	565
総人口に占める割合	17.2%	17.9%	20.2%	21.0%	21.5%	22.6%	25.2%

※令和6年度は茨城県常住人口調査（令和7年1月1日現在「常住人口調査」（総人口に年齢不詳者含む）

※令和7年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」

2 課題

昨年6月に制定された「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」にもあるとおり、人生100年時代と言われる長寿社会が進展する中、高齢者が生きがいを持って健康な生活を営むことができるよう、高齢者が過ごしやすい居場所づくりのほか、多様な社会的活動に参加しやすい環境の整備を進める必要がある。

3 主な取組

事業名	事業内容
●元気シニア地域貢献事業	◆豊富な知識、技術をもった高齢者を募集し、「シニアマスター」として「シニアバンク」に登録し、団体等からの依頼を受け「シニアマスター」を紹介・派遣
●シルバーリハビリ体操指導士養成等事業	◆シルバーリハビリ体操の推進 ・体操指導士の養成 ・体操指導士の資質向上のための研修
●高齢者自身の取組み支援事業	◆茨城県健康福祉祭の開催 ・いばらきねんりんスポーツ大会 ・いばらきねんりん文化祭（美術展） ◆全国健康福祉祭「ねんりんピック」への選手派遣 ◆ニュースポーツの普及推進 ・指導員養成講座、体験教室、用具貸出 ◆eスポーツの普及推進 ・体験会、サロン、世代間交流会の開催 ・市町村社協等に対する機器購入費助成 ・市町村社協等への体験会指導スタッフ派遣 ◆プロスポーツクラブとの連携 ・高齢者施設での動画視聴サービスを利用したライブビューイングを実施。また、「実施ガイドブック」を各施設に配布し、施設独自の取組を促進 ・施設へのマスコットキャラクターの派遣や入所者の現地観戦の招待企画などを各クラブに打診し、実施

老人福祉施設等の整備について

1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備状況

(R7 (2025). 3. 31 現在)

(単位：床)

種 別	第 8 期プラン (R3 (2021)～R5 (2023))			第 9 期プラン (R6 (2024)～R8 (2026))				
	目標 (a)	整備済 (b)	達成率 (b/a)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	R7 (2025). 3. 31 現在	
				目標(c)	目標	目標	整備済 (d)	達成率 (d/c)
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	18,364	17,915 272ヶ所	97.6%	18,132	18,153	18,324	18,064	99.6%
介護老人保健施設	11,878	11,698 129ヶ所	98.5%	11,708	11,708	11,708	11,708	100.0%
介護医療院	371	476 11ヶ所	128.3%	636	682	742	593	93.2%

2 老人福祉施設整備等に係る補助（主なもの）

	補 助 額	備 考
特別養護老人ホーム		・ 地域密着型は、定員 29 人以下の特別養護老人ホーム。原則として、所在する市町村に居住する高齢者のみ入所可能。
創設	3,000 千円／床	
増築	3,000 千円／床	
開設準備経費	989 千円／床	
地域密着型特別養護老人ホーム		
創設	5,280 千円／床	
開設準備経費	989 千円／床	
介護老人保健施設、介護医療院		
開設準備経費	989 千円／床	
認知症高齢者グループホーム		
創設	39,600 千円／施設	
開設準備経費	989 千円／床	
小規模多機能型居宅介護事業所		・ 通所を中心に訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供。在宅での生活継続を支援。
創設	39,600 千円／施設	
開設準備経費	989 千円／床	

※開設準備経費：開設前の職員の人件費，開設に係るベッド等の備品の購入，職員募集や広報費用 など

障害福祉課

◎執行方針

[1] 障害者福祉の推進

1 障害者自立支援制度の推進

障害者施策の基本的事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービス見込量を確保するための方策等を定め、障害者計画の実施計画として位置づけられている「障害福祉計画」、障害児支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を統合した「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、保健・医療、雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行之、本県における障害者施策の更なる充実を図る。

また、障害者総合支援法等の改正により平成30年4月から新設された自立生活援助、就労定着支援及び障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）、重度訪問介護の訪問先の拡大や高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）等のほか、令和6年4月の報酬等の改正により個々の障害の状況等に応じたきめ細やかなサービスの提供が可能となったことなど制度内容の周知及び利用促進に努める。

2 社会参加の促進

「ノーマライゼーション」と「完全参加」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るため、市町村が実施する事業に対し支援するとともに、広域的な実施が必要な事業の充実に努める。

また、障害者のスポーツ・文化振興に関する事業を推進する「茨城県障害者スポーツ・文化協会」の運営に助成し、障害者が健康で豊かな生活が送れるよう、障害者やその家族、ボランティア、一般県民の参加による県障害者スポーツ大会や文化祭を実施して、障害者の各種活動への参加意欲の向上や自立、社会参加の促進に努める。

3 在宅支援サービスの充実

障害者が地域社会で自立し、様々な分野において社会参加を実現して豊かな生活を送ることができるよう、サービス管理責任者、行動援護従事者や同行援護従事者など福祉マンパワーの養成確保に努めるとともに、居宅介護、短期入所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など個々の障害者（児）のニーズにきめ細かに対応できる在宅支援サービス等の一層の充実を図る。

また、IT（情報通信技術）の活用を図り、障害者の社会参加の機会を広げるため、パソコンボランティアの派遣、IT相談窓口の設置等を行うとともに、障害者のニーズに応じた、コミュニケーション支援を行うなど、情報バリアフリー化を推進する。

4 居住の場の整備

障害者の居住の場の確保を図るため、グループホームを計画的に整備するとともに、社会福祉施設整備国庫補助を活用し、老朽化している障害者支援施設及び障害児入所施設の改築・耐震化を促進する。

5 就労支援の強化

障害者が自立した社会生活を営み、安定した生活が送れるよう障害者就業・生活支援センター事業の実施や就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図るとともに、関係機関や市町村、企業等と連携した就労支援を推進する。

また、専任の指導員を配置し、障害者を雇用するなど公的雇用の拡大を図る。

6 福祉的就労の充実

就労継続支援B型事業所で働く障害者が自立した生活を送れるよう、工賃水準の向上を目指す「茨城県工賃向上計画」に基づき、専門的な知識や技術を有するアドバイザーの派遣や障害者優先調達推進法に基づく事業所からの物品等の積極的な調達、共同受発注センターの活動強化等を推進することにより工賃向上を図る。

7 相談支援体制の整備

相談支援従事者研修を強化し、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所の拡充を図るとともに、市町村を中心とする地域の相談支援体制づくりを支援するため、地域自立支援協議会の活性化を促進する。

高次脳機能障害者については、県内全域をカバーする茨城県高次脳機能障害支援センターを中核として高次脳機能障害地域支援拠点病院を指定し支援体制の充実を図るほか、医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、機能の強化に努める。

医療的ケア児については、茨城県医療的ケア児支援センターにおいて相談等に対応すると

もに、多職種連携を図り居住する地域に関わらず適切なサービスを受けられるよう支援していく。

また、発達障害については、発達障害者支援センターを中心として、専門的相談体制の充実を図るほか、市町村職員を対象とした研修を実施し市町村窓口の強化に努める。

さらに、市町村では対応が困難な発達障害や高次脳機能障害など専門性が高い障害の相談支援や精神障害者退院促進など市町村域を超えて広域的に必要な支援体制の整備・充実を図る。

8 人材の確保・育成及び資質の向上

利用者が安心して利用できる良質な障害福祉サービスを提供できるよう、障害者支援施設等における人材確保を図るとともに、管理者及びサービス管理責任者等を対象とした各種研修を充実させる。さらに、事業者に対する実地指導によりサービスの質の向上を図る。

また、コミュニケーション支援に従事する手話通訳者及び要約筆記者、点字奉仕員、朗読奉仕員の養成等人材の育成に努める。

9 県立施設の運営

県立障害児者施設について適切な管理運営を図るとともに、入所者の地域生活移行や民間施設では対応困難な事例に対する専門的な支援に積極的に取り組む。

あすなろの郷の再編整備については、強度行動障害など最重度の障害がある方に対し、質の高いサービスを提供するためのセーフティネット棟の9月の供用開始に向け、県と民間事業者の役割分担と連携強化のもと入所者の円滑な移行を進めていく。

愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して、県が支援や関与を行うことにより、機能訓練の強化などを進めていく。

10 障害者権利擁護の推進

家庭内における障害者虐待の早期発見や未然防止対策のほか、福祉施設で障害者の人権に配慮した適切で安全な福祉サービスが提供されるよう、職員等の資質の向上を図る。

また、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進する。

[2] 精神保健医療福祉の推進

1 精神保健医療福祉の充実

精神障害者の通院医療を促進するため、自立支援医療（精神通院医療）の給付を行うほか、精神科病院の実地審査・実地指導や精神医療審査会における精神障害者の入院の適否審査等を実施し、適正な医療の提供と精神障害者の人権の確保を図る。

また、ひきこもり対策の総合調整機関である「ひきこもり相談支援センター」（専門コーディネーター配置）において、関係機関と連携した支援を行うとともに、地域拠点（サテライト）である保健所においては、専門相談や家族教室等を実施し、ひきこもり者の自立、回復を促進する。

2 自殺対策の推進

茨城県自殺対策計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力して総合的な自殺対策を推進するとともに、地域の自殺対策の拠点となる地域自殺対策推進センターにおいて、県、市町村、民間団体、そして県民一人ひとりが一体となって、地域での自殺防止のための気づき、見守りができるよう啓発するとともに、相談体制の整備、人材養成に努める。

3 精神科救急医療体制の充実

警察官通報について24時間365日の対応を行うとともに、休日や夜間における精神障害者の家族等からの精神科一般救急医療相談や輪番制当番病院等による入院受入れについて、体制の充実を図る。

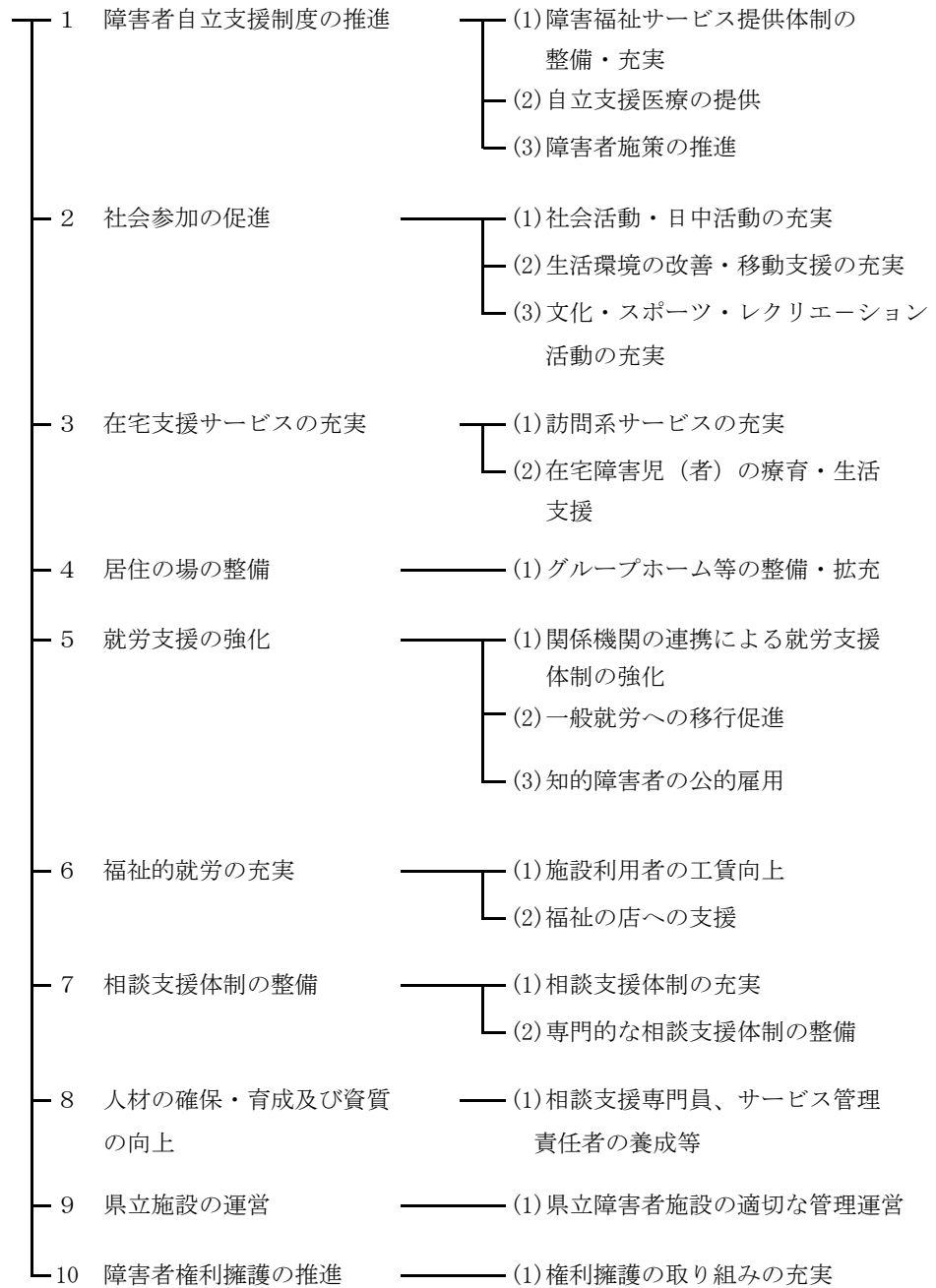
また、災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を推進する。

4 精神障害者の地域生活支援体制の充実

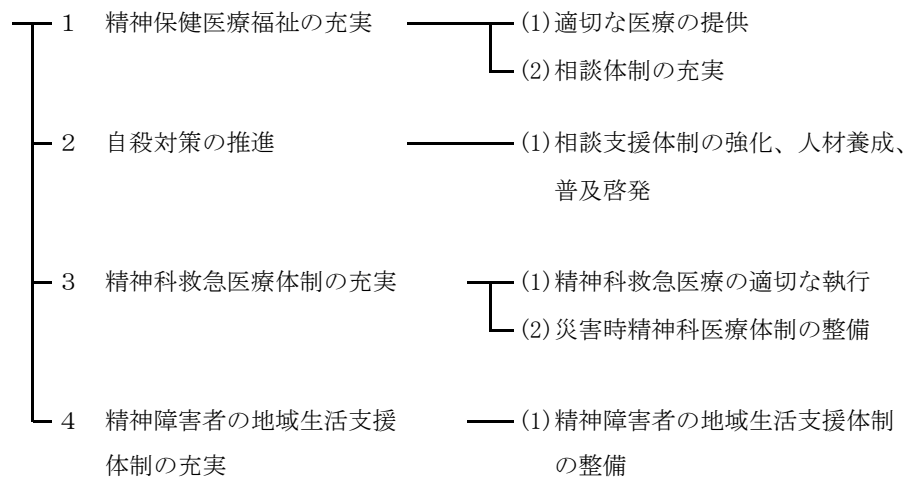
精神障害者が、住み慣れた地域で安心して地域生活や社会生活が送れるよう、関係機関の連携の下、医療、保健、福祉等の支援の充実を図る。

障害福祉課主要施策体系

[1] 障害者福祉の推進



[2] 精神保健医療福祉の推進



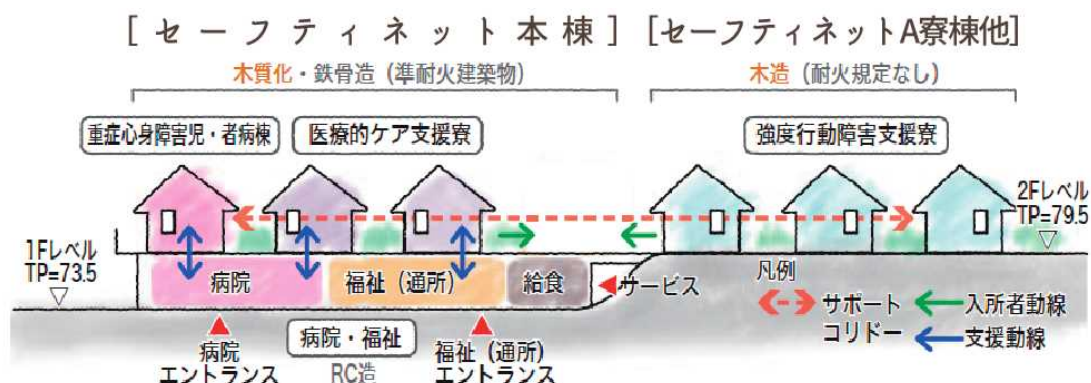
あすなろの郷再編整備関連事業について

1 セーフティネット棟（県立施設）の整備

行動障害の特に強い方や手厚い医療的ケアが必要な方などの最重度の障害のある方に対する質の高いサービスを提供するため、令和5年度から新たな県立施設であるセーフティネット棟の整備を進めてきた。建物本体が令和7年3月に完成し、同年秋の供用開始に向けて外構工事のほか移転準備を進めている。

【参考1】 セーフティネット棟 概要

【入所定員】障害者支援施設：200名
医療型障害児入所施設・療養介護事業所：50名
【延床面積】約18,500㎡



【参考2】セーフティネット棟写真（左：上空から、右：正面入り口から）



2 今後のスケジュール

現在、セーフティネット棟の外構工事（駐車場・建物周辺整備など）を実施しており、令和7年6月下旬には竣工式を開催する予定。外構工事・竣工式終了後は、本格的な移転準備を順次進め、入所者の円滑な移行を支援しつつ、令和7年9月からセーフティネット棟の供用を開始する予定。

【参考3】今後のスケジュール

2025年3月	2025年6月	2025年6月下旬	2025年6～8月	2025年9月～
建物工事竣工	外構工事竣工	竣工式	備品搬入・備品移設・利用者移行など	供用開始

工賃向上の取組み等について

1 現状

一般就労が困難な障害のある方が利用している就労継続支援B型事業所^{※1}の工賃は、令和5年度実績で平均月額 19,882 円（全国第44位）となっている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ^{※2}
本県	15,201 円（38 位）	15,726 円（39 位）	19,882 円（44 位）
全国	16,507 円	17,301 円	23,053 円

※1 就労継続支援B型事業所

通常の雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労及び生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う

※2 工賃の算出方法の変更

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和5年度実績より変更
工賃総額÷1日当たりの平均利用者数÷12月（変更前：工賃総額÷工賃支払対象者総数）

2 課題

- （1）事業所の増加に対し、受注量の増加が不十分
 - ・ 新規事業所の参入が多い
- （2）内職中心の事業所が多く、高工賃の事業所が少ない
 - ・ 内職中心の事業所が多く、発注単価が低い
 - ・ 施設外就労に取り組む事業所の拡がりが不足

3 主な取組

事業所に対して「改善に向けた働きかけ」を、発注者に対して「発注促進」や「単価向上の要望」を行っていく。

- （1）事業所における意識の向上
 - ・ 研修会の開催
 - ・ 事業所への個別指導・ヒアリング など
- （2）発注促進等
 - ・ 茨城県共同受発注センターによる案件開拓・マッチング支援
 - ・ 優先調達の推進（県、市町村等における発注の促進）
 - ・ 経済団体への要望 など
- （3）自主製品の販売推進
 - ・ 販路確保の支援（POP UP SHOP Rubato、ナイスハートバザール等）
 - ・ 必要備品の整備に係る支援 など
- （4）施設外就労の推進
 - ・ 清掃・除草や農福連携など施設外就労の推進

少子化対策課

◎執行方針

[1] 少子化対策の推進

1 茨城県こども計画の推進

少子化は、個人の生き方・考え方・職場環境など、社会全般に深く関わっていることから、県内各団体の有識者からなる「少子化対策審議会」を中心として、「茨城県こども計画」に基づく少子化対策を推進する。

また、若者に対し、結婚・子育てに関するポジティブなイメージを積極的に発信していく。

2 結婚支援の推進

少子化の要因である未婚化・晩婚化の流れを変えていくため、結婚を希望する男女に地域・職域を越えた出会いの場を提供する「いばらき出会いサポートセンター」において導入したAIマッチングシステムの利用促進や相談体制の強化に取り組むとともに、非営利で結婚支援に取り組むマリッジサポーター等の活動を支援し、市町村等とも協力しながら、全県的な結婚支援活動を展開していく。

3 母子保健の充実

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、「茨城県こども計画」に掲げた目標を達成し、子どもを安心して産み育てるという希望をかなえる取組を促進する。

妊娠・出産に関する知識の普及や不安の解消のための電話・LINE相談窓口の設置や助産師による産後の出張相談を実施する。

子どもの重度障害の発生予防として、新生児に対する先天性代謝異常等検査のスクリーニング事業や視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図るとともに、市町村の健康診査等で把握された発達障害児等への相談事業を実施する。

また、不妊治療に取り組む方に対する助成を行い経済的な負担軽減を図るほか、不妊に悩む夫婦に対する専門的・医学的相談を実施する。

なお、母子保健対策は、母子保健法により、健康診査や健康相談など住民に身近で基本的な母子保健サービスを市町村が、広域的・専門的な事業は県が行うよう役割分担がなされていることから、研修等を通じ、市町村の母子保健対策の向上を図る。

4 子育て支援の充実

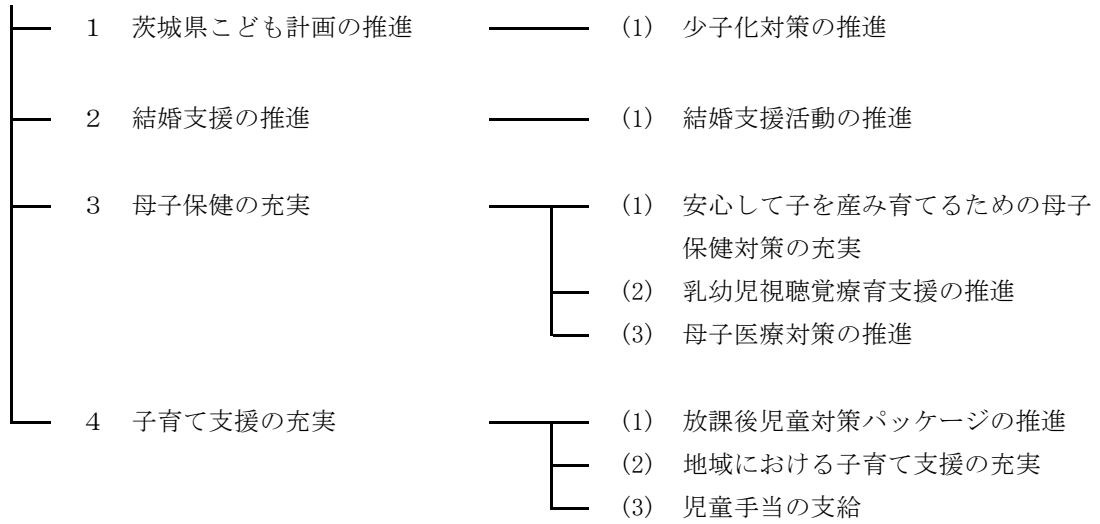
国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、市町村と連携しながら、放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ることにより、放課後児童の安心・安全な居場所づくりを推進する。

また、安心して子育てができる環境を整備するため、地域において育児相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業、子育て支援に関する情報を幅広く提供する利用者支援事業などの地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

さらに、社会全体で結婚や子育てを応援する機運を醸成するため、「いばらき新婚夫婦等優待制度」及び「いばらき子育て家庭優待制度」の拡充を図る。

少子化対策課主要施策体系

[1] 少子化対策の推進



結婚支援の推進について

1 現状

年 次		2005 (H17)	2010 (H23)	2015 (H27)	2020 (R2)	2023 (R5)	全国/2023(R5) ※は 2020(R2)
平均初婚年齢(歳)	男	29.7	30.4	30.8	30.8	31.3	31.1
	女	27.6	28.5	29.1	29.2	29.6	29.7
50 歳時の未婚割合 (%)	男	16.17	20.55	24.29	28.85	－	※28.25
	女	4.74	7.28	10.69	14.65	－	※17.81
婚姻件数(件)		15,534	15,044	13,499	10,622	9,338	474,741
出生数(人)		24,244	23,989	21,700	17,389	14,898	727,288
合計特殊出生率		1.32	1.44	1.48	1.34	1.22	1.20

出典：人口動態統計、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

2 主な取組

(1) 出会いの場の提供

① いばらき出会いサポートセンター

- ・運営体制：水戸本部（県三の丸庁舎）、県南センター（ラウエル牛久）
- ・事業内容：会員制によるマッチング支援（A I マッチングシステムの運用）
- ・会員数等の状況（令和 7 年 3 月末現在）
会員数：4,053 名（男性 2,374 名 女性 1,679 名）
成婚数(累計)：2,974 組(非会員との成婚やマリッジサポーターによる成婚を含む)

② 結婚支援コンシェルジュ ※令和 5 年度から配置

- ・目的：県内の結婚支援の取組の強化を図るとともに、市町村等と連携したイベント開催により、センター会員と会員外の方との新たな出会いの場を創出する。
- ・主な活動：市町村、企業等への訪問及び現状把握、情報共有
市町村、企業等と連携した婚活イベント・セミナーの開催
結婚支援事業未実施市町村への働きかけ 等
- ・イベント等の開催状況(R6)：イベント 8 回（217 人参加）、セミナー 6 回（88 人参加）

③ いばらきマリッジサポーター

- ・連携組織：地域活動協議会（県内 5 地区）
連絡協議会（全県域の連絡調整 ※各地域の会長等が役員）
- ・活動内容：結婚相談会の開催、お見合いの仲介 など
- ・マリッジサポーター数：220 名（令和 7 年 3 月末現在）

(2) 結婚・子育てに関する機運の醸成

① 若い世代に対するポジティブイメージの醸成

ア 高校生のライフデザインセミナーの開催

- ・赤ちゃんふれあい体験や外部講師による講演を実施

② 社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

ア いばらき結婚応援パスポート「iPASS（アイパス）」の発行

- ・結婚予定カップルや新婚カップルに協賛店で優待サービスが受けられるカードを発行。

イ いばらき KidsClub カードの発行

- ・妊娠中や子育て家庭に協賛店で優待サービスが受けられるカードを発行。

安心して子どもを産み育てるための支援について

1 妊娠・出産サポート体制整備事業

(1) 妊娠等相談支援事業（委託先：県助産師会）

専門相談窓口「いばらき妊娠・子育てほっとライン」を開設し、予期せぬ妊娠、若年・高齢初産等の妊娠に関する悩みに専門職（助産師）が対応。

R5 年度より LINE 相談開始。

(2) 助産師なんでも出張相談事業（委託先：県助産師会）

出産直後の母親が育児について一番不安になる時期に、ニーズに応じたタイムリーな支援を行うことで、母親の育児不安や産後うつ発症リスクを軽減。

2 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

◇対象者：全ての妊婦

◇実施主体：市町村（給付と面談をセットで実施）

◇事業開始時期：令和7年4月以降（令和7年3月までは出産・子育て応援事業として実施）

(1) 妊婦のための支援給付	①妊婦給付認定後（医療機関での妊娠確認後）〈5万円〉 ②妊娠しているこどもの人数の届出後（出産予定日の8週間前の日から）〈妊娠しているこどもの人数×5万円〉
(2) 妊婦等包括相談支援事業（面談）	①妊娠届出時等、上記給付を受けるための資格を有することの認定を受け付けた時 ②出産前（産前休暇取得時頃）及び出産後（出生届出時等）の適当な時期

3 不妊治療対策

(1) 普及啓発事業（委託先：県産婦人科医会）

不妊の要因や不妊治療に対する理解を深めるため、市民公開講座を開催

(2) 不妊専門相談センター（委託先：県産婦人科医会）

県内2箇所に設置（対面、メール）

(3) 茨城県妊活・不妊等サポート体制強化事業（委託先：（株）ファミワン）

①いばらき妊活・不妊オンライン相談体制を整備

（専門家へのメッセージによる相談・ビデオ通話相談）

②県民向けに性や妊娠・出産、不妊治療等の正しい情報を提供するセミナーや、相談対応者向けの研修等を開催

(4) 不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成

（実施主体：市町村、助成額：1件あたり上限4万円）

子ども未来課

◎執行方針

〔1〕 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、各市町村の子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図り、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービスの充実に取り組む。

また、私立幼稚園に対して、「子ども・子育て支援新制度」への移行を支援するとともに、特別支援教育（障害児等の受入れ）を実施する園への助成等を行い、教育条件の維持向上や安心して子育てができる環境づくりを推進する。

2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちに十分配慮しながら、保護者の就労形態の多様化等に対応した延長保育や一時預かり、病児保育、保護者の就労を問わず子どもを預けることができる「こども誰でも通園制度」等の地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

〔2〕 待機児童解消に向けた取組の推進

1 保育所・認定こども園等の施設整備の推進

幼児教育・保育サービスに対する地域のニーズに応じて、就学前教育・保育施設整備交付金等を活用した保育所・認定こども園の整備を進めるとともに、地域型保育事業の促進による低年齢児の受け皿拡大等に取り組み、待機児童ゼロ水準維持を図る。

2 幼児教育・保育人材の確保対策

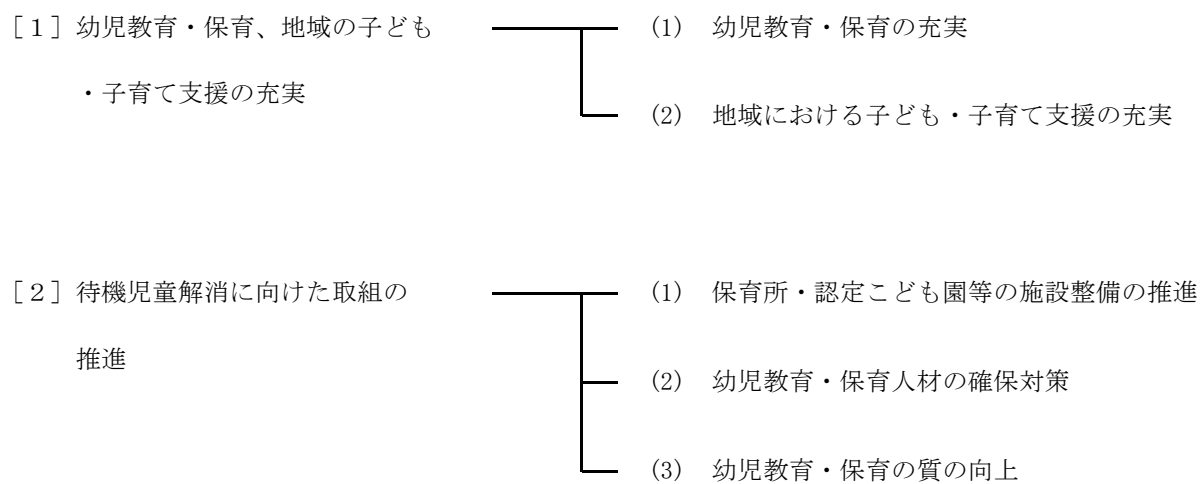
3歳以上児の職員配置基準の改善が行われたことにより、保育士確保が重要になるため、修学資金貸付等による新規卒業生の就業促進、「いばらき保育人材バンク」による潜在保育士の再就職支援、保育補助者等を活用した業務負担軽減による就業継続支援、保育従事者の実態の見える化と保育業界のイメージアップ、子育て支援事業等に従事する子育て支援員の養成など、総合的な人材確保対策をさらに推進する。

3 幼児教育・保育の質の向上

国において、保育施設の収支状況や職員給与等の経営情報の公表が制度化されたことに伴い、経営者の理解を促し保育士の処遇改善を一層推進する。

保育士等の資質・専門性の向上のための研修や管理者等を対象とした保育士等の勤務環境改善等に向けた研修の実施、職員配置の改善など、幼児教育・保育の質の向上を図る。

子ども未来課主要施策体系



質の高い保育の提供について

1 現 状

- 核家族化や女性の就業率の上昇により、保育ニーズは依然として高い水準にある。
- 地域で必要な保育の提供体制を確保し、多様化する保育ニーズに対応したサービスを提供するためには、保育人材を確保し、安全・安心で質の高い保育を提供する必要がある。

2 主な取組

(1) 待機児童の解消

- 保育の受け皿の計画的な整備により、令和6年4月の待機児童数は、過去最少の4人となったが、引き続き待機児童の解消に向けた取組を進める。
(前年同月比△1人、4人全員が医療的ケア児など特別な支援を必要とする児童)
 - ・ 地域の実情に応じた保育の受け皿整備を推進
 - ・ 特別な支援を必要とする児童について、保育士等への専門研修を実施

(2) 配置基準改善への対応

- 施設に対し、新たな配置基準への適合や処遇改善等加算制度の活用を進めることで、保育士等の負担軽減やゆとりのある保育の提供、保育の質の向上につなげる。
 - ・ 令和6年度 3歳から5歳児の保育士の配置基準が改善
 - ・ 令和7年度 1歳児の保育士の加配について、公定価格上の処遇改善加算措置

(3) こども誰でも通園制度の推進

- 実施施設を増やすことで、保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等の利用を可能とすることにより、保護者の負担軽減や孤独感の解消につなげるとともに、こどもに家族以外の人と関わる機会を提供し発達を促す。
【参考】 対象年齢 0歳6か月から3歳未満
利用時間 1人当たり月10時間
 - ・ 令和7年度 3市（水戸市・笠間市・筑西市）で実施
※ 他市町村には円滑な開始に向け必要な手続等指導・助言を実施
 - ・ 令和8年度 全市町村で実施予定

(4) 病児・病後児保育の推進

- 利用者が利用したいときにこどもを預け、仕事ができる保育環境の整備に取り組む。
 - ・ 令和5年度末実施市町村数：29市町村
 - ・ 病児・病後児保育を実施するために必要となる施設・設備に対して補助
 - ・ 看護師を配置する施設に対して運営費の一部を補助
 - ・ 市町村間での施設の相互利用の推進

(5) 安全・安心な環境整備

- こどもをめぐる事故や不適切な事案等の未然防止に取り組むとともに、安心してこどもを預けられる環境づくりに取り組む。
 - ・ こどもの安全対策に対する ICT 機器の導入支援
 - ・ 施設長等に対する研修会の実施

(6) 保育人材の確保と働きやすい職場環境づくり

- 引き続き保育人材の確保に取り組むとともに、業務の効率化等働きやすい職場環境づくりを進める。
 - ・ 参入促進や保育人材の資質向上、処遇改善など総合的な確保策を実施
 - ・ 保育現場における ICT の導入や保育現場をサポートする保育補助者の活用

保育人材の確保について

1 現 状

- 本県の保育士の有効求人倍率は全国平均と比べて、依然として高い水準で推移しており、保育士の配置基準の改正や子ども誰でも通園制度の創設に伴って、人材確保は一層厳しさを増している。
(令和5年保育士の有効求人倍率 全国：2.76 本県：3.18)
出展：厚生労働省「職種別主要指標（職業安定業務統計）」
- 安心して子どもを預けられる体制を確保し、多様化する保育ニーズに対応した質の高い保育を推進し続けるために、一層保育人材の確保が求められている。

2 主な取組

(1) 保育現場への参入促進

保育士養成施設に在籍する学生への就職支援や潜在保育士等への復職支援、若者に向けた保育の魅力発信など、保育所等における人材確保の取組を支援する。

- いばらき保育人材バンク設置運営事業
 - ・ 求人・求職のマッチングによる潜在保育士等の再就職の支援
 - ・ 学生や潜在保育士向けの就活応援セミナーや保育施設見学バスツアー等の実施
- 保育士修学金貸付事業
 - ・ 保育士資格取得を目指す学生や再就職者に対する貸付の実施

(2) 保育人材の資質向上

経験年数等に応じた研修を体系的に実施するとともに、複雑化する保育ニーズ等への対応や保育の専門性を高めるための研修を実施し、資質向上を図る。

- 子育て人材確保強化推進事業
 - ・ 認定研修を実施し、小規模な保育施設等に従事する「子育て支援員」を養成
- 保育士等キャリアアップ研修事業費
 - ・ 一定の経験年数のある保育士等を対象に技能習得研修を実施し、処遇改善に反映

(3) 処遇改善・勤務環境の改善

保育人材等の処遇を改善するため、保育施設が行う処遇改善を促進するほか、サポート業務を担う保育補助者の配置等より、保育人材の負担軽減・勤務環境の改善を図る。

- 施設型給付費・地域型保育給付費
 - ・ 施設に対して市町村が支給する処遇改善を含めた施設運営費に対する負担金
(令和6・7年度 公定価格における保育士等の人件費分を10.7%改善)
- 保育体制強化事業・保育所等におけるICT化促進事業
 - ・ 給食配膳・寝具の準備等を行う保育補助者の雇用に係る費用の補助
 - ・ ICTの導入による業務改善に係る費用の補助

青少年家庭課

◎執行方針

[1] 青少年健全育成等の推進

1 青少年健全育成の推進

令和7年3月に策定した「茨城県こども計画」に基づき、青少年・若者の健やかな成長を支えるため、地域の教育力の向上と社会環境の健全化に向けた取組の充実を図る。

また、青少年・若者活動の拠点である県立青少年会館の施設管理及び運営を行う。

2 若者の活動支援の推進

積極的に地域に関わる若者を育成するため、若者が主体的に取り組むボランティア活動・地域活動やネットワークづくりを支援する。

3 困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の整備

不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年や若者に対し、きめ細かで継続的な支援を実現するため、関係機関等の連携強化及び相談体制の充実を図る。

また、「茨城県こども計画」に基づき、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進する。

[2] 児童福祉の推進

1 児童虐待防止等の推進

増加・深刻化する児童虐待事案に迅速かつ効果的に対応するため、児童福祉司等の専門職員の増員や資質向上など、児童相談所における相談援助体制を強化する。

また、関係機関等との連携や地域に密着したネットワークの活用を図るとともに、電話やSNSによる相談・通報窓口の周知を図る。

さらに、市町村における「こども家庭センター」の設置を促進するとともに、子育てに不安を抱える家庭への訪問支援や地域における児童相談体制の充実を図る。

2 社会的養護体制の強化

家庭での養育が困難な児童について、家庭により近い養育環境を提供できるよう、里親のリクルート、トレーニング、マッチング、アフターケアなど一連の業務を包括的に専門的な民間機関に委託し、里親支援に努める。

また、ファミリーホームの設置や専門里親の育成、児童養護施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的な養育環境の整備に努める。

さらに、子どもの権利擁護の強化を図るため、一時保護や、児童養護施設等への措置、里親への委託などの児童の処遇決定の場面や、施設等での日常生活の場面における児童本人の意見・意向を適切に聴き取り、その意見等を勘案して支援に反映する取組（子どもアドボケイト）を推進する。

加えて、施設を退所し、保護者等からの経済的な支援が見込まれない退所児童等に対し、自立支援資金の貸付けを行うとともに、退所後の相談・支援体制の充実を

図る。

〔３〕母子福祉の推進

１ ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭において、一時的に生活援助、保育サービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣するなどの子育て・生活支援を行う。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師、保育士等の資格取得の際に、高等職業訓練促進給付金等を支給するとともに、入学及び就職準備金を貸付けるなどの就業支援を行う。

さらに、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るため、児童扶養手当を支給するとともに、母子・父子・寡婦福祉資金の無利子又は低利貸付を実施するほか、養育費に関する相談に対応するとともに、親子のふれあう機会が少なくなりがちなひとり親家庭のふれあいを支援する。

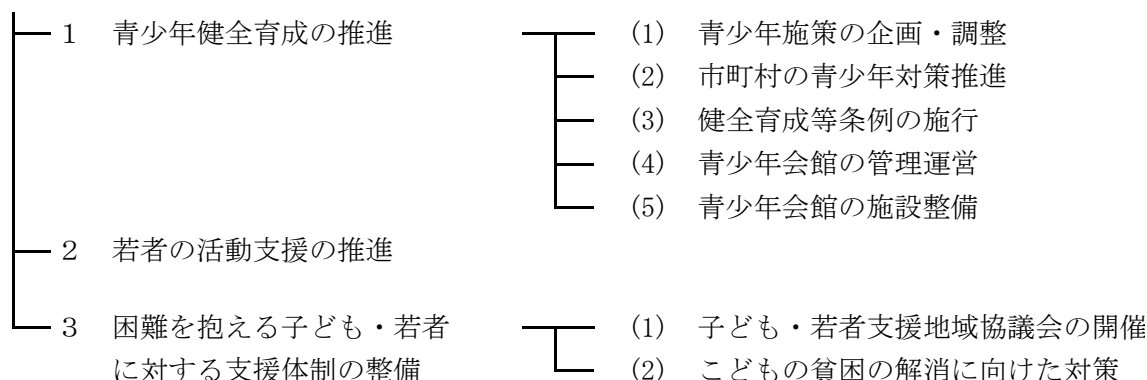
２ 困難な問題を抱える女性への支援とドメスティック・バイオレンス対策の推進

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、援助にあたりるとともに、必要に応じ一時保護所又は自立支援施設への入所により、自立を支援する。また、支援調整会議を開催し、市町村や民間団体と連携した支援方策を講じる。

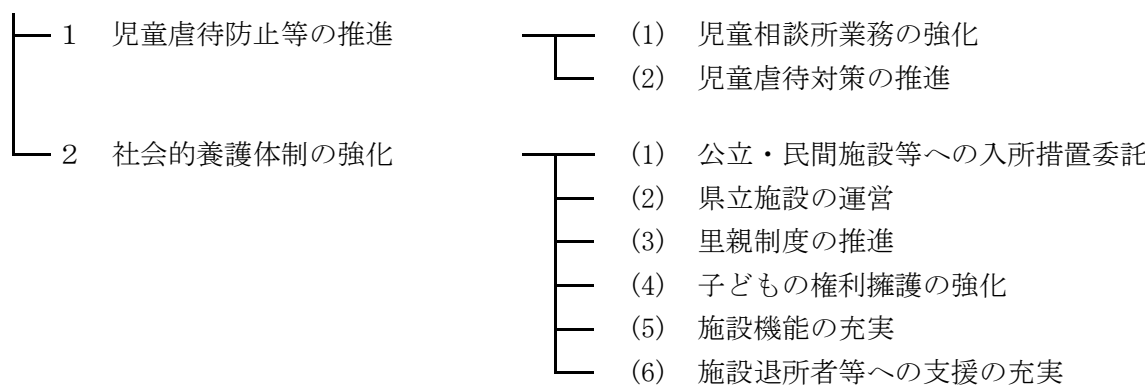
特にDVに関しては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「第５次茨城県DV対策基本計画」に基づき、休日夜間を問わず緊急対応や心理的ケアに努めるとともに、福祉事務所、警察、児童相談所及び市町村などの関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力被害者の迅速かつ的確な保護に努める。

青少年家庭課主要施策体系

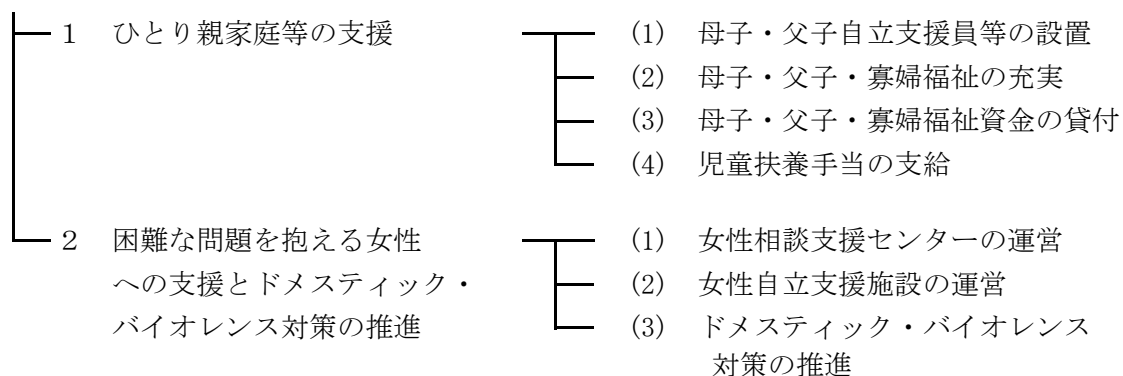
[1] 青少年健全育成等の推進



[2] 児童福祉の推進



[3] 母子福祉の推進



児童虐待防止対策について

1 児童虐待の現状

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和5年度は過去最多の225,509件となった。本県においても、令和5年度は4,134件（前年度比約1.03倍）と過去最多となっている。

○全国の虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2019(R1)	193,780	544,698	35.58
2020(R2)	205,044	527,272	38.89
2021(R3)	207,660	571,961	36.31
2022(R4)	214,843	566,013	37.96
2023(R5)	225,509	585,934	38.49

○茨城県の児童虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2019(R1)	3,181	6,754	47.10
2020(R2)	3,478	6,754	51.50
2021(R3)	3,743	8,372	44.71
2022(R4)	4,033	7,825	51.55
2023(R5)	4,134	7,779	53.14

2 児童虐待防止対策

(1) 国における児童虐待防止対策

- ① 平成30年7月：【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】
 - ・ 支援家庭が転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底 等
- ② 平成30年12月：【児童虐待防止対策体制総合強化プラン】
 - ・ 児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の増員などの体制強化
 - ・ 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化 等
- ③ 令和4年6月：【児童福祉法等の一部を改正する法律】（令和6年4月1日外施行）
 - ・ 市町村における「こども家庭センター」の設置（令和6年4月1日～）
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の見直し 等
 - ・ 一時保護開始時の司法審査の導入（令和7年6月1日～）

(2) 本県における児童虐待防止対策

① 児童相談所体制の強化

ア 児童相談所の機能強化

- ・ 令和2年度、日立児童相談所及び鉾田児童相談所を、中央児童相談所分室から格上げ、独立設置
- ・ 令和7年度、土浦児童相談所の子ども虐待対応課を二課体制に拡充

イ 児童福祉司、児童心理司の増員

- ・ 国に基づき、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員
- ・ 「茨城県子どもを虐待から守る条例」に基づき、国の基準以上の人数を配置

② 関係者間における情報共有

市町村ごとに「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所、市町村教育委員会、保育園・幼稚園、医療機関、警察等の関係者で情報を共有

社会的養育の推進について

1 こどもの権利擁護環境の整備

社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築を図るため、意見表明等支援事業に取り組んでいる。

(1) 意見表明等支援事業

意見表明等支援員（アドボケイト）を養成し、一時保護所や児童養護施設等の入所児童のもとに派遣して意見・意向を聴き取り、児童相談所等関係機関と共有して当該児童の支援内容に反映させる。

(2) 令和6年度実績

- ・委託先：（一社）茨城県公認心理師協会
- ・意見表明等支援員養成数：22名
- ・対象施設：一時保護施設等

2 里親委託の推進

虐待等により保護者と生活することが難しい要保護児童について、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親委託推進に取り組んでいる。

(1) 取組内容

① フォスタリング業務の民間委託

令和4年度から、里親支援に係る一連の業務（広報・リクルート、研修、アフターケアなど）を包括的に民間の専門機関に委託

- ・里親募集に係るチラシの配付、施設等でのポスター掲出
- ・里親制度説明会の開催
- ・スキルアップ研修等の実施
- ・相談員による里親訪問、電話・LINE等による相談支援

② 里親委託推進チームの設置等による取組の強化

ア 里親委託推進チームの設置

- ・令和6年10月1日から、児童相談所、青少年家庭課、フォスタリング機関の職員計6名で構成する「里親委託推進チーム」を中央児童相談所に設置し、子どもと里親の丁寧なマッチングを実施

イ 里親情報ポータルサイト「いばらき里親navi（ナビ）」の開設

- ・令和7年1月に里親制度の情報を包括的に提供するポータルサイトとして開設し、里親制度の関係者の声や、実際に里親の下で育った経験者のインタビューを収録した動画を掲載するなど、情報発信を強化

(2) 現況

○ 里親委託率の推移

(単位：%)

年 度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
里親委託率※	19.4	20.3	21.6
前年度比	+2.0	+0.9	+1.3

※ 年度末における、里親委託児童数／要措置児童数